

報道機関各位

発信日	令和7年3月10日	担当者名	眞子、執行
担当課	契約検査課	電話番号	85-3547

## 鳥栖市入札参加資格者の指名停止

事業内容	鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領により、鳥栖市指名停止委員会において、令和7年3月10日付けで別紙のとおり決定いたしました。
------	--

添付資料	指名停止措置の概要
------	-----------

関連サイト	
-------	--

## 指名停止措置の概要

1 業者名：パナソニック EW エンジニアリング株式会社

代表取締役 藤井 和夫

住所：大阪府大阪市中央区城見2丁目1-61

登録業種：電気-A級 委託業務等 物品

2 停止期間：令和7年3月11日～令和7年5月10日（2か月）

3 指名停止の理由

対象業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局より令和7年1月31日付けで、営業停止処分（22日間）及び指示処分を受けた。

このことが、鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2-11号に該当する。また、鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置基準第4条第2項第4号に該当するため1か月を加算する。

5 発注及び指名実績

令和5年度 随意契約1件 473,000円（税込）

令和6年度 随意契約1件 495,000円（税込）